

裁判員等経験者の意見交換会議事録

- 1 開催日時 平成27年6月16日（火）
午後2時30分から午後4時30分まで
- 2 開催場所 鳥取地方裁判所大会議室
- 3 出席者 鳥取地方裁判所 裁判官 辛 島 明（司会）
同 裁判官 武 林 仁 美
鳥取地方検察庁 検察官 藤 本 裕 人
鳥取県弁護士会 弁護士 森 祥 平
裁判員等経験者 ①（補充裁判員，男性）
同 ②（裁判員，男性）
同 ③（裁判員，男性）
同 ④（裁判員，男性）
同 ⑤（裁判員，男性）

4 議事内容

【裁判員裁判を経験しての感想や印象などについて】

○司会（辛島裁判官）

私は、鳥取地裁刑事部の総括裁判官を務めております辛島と申します。本日は司会進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日はお忙しいところ5名の裁判員等経験者の方にお集まりいただきました。裁判員裁判も積み重ねられて定着しつつあるところですが、まだまだ国民の方々の参加意欲が高まっていないということもありますし、今日この場で裁判員裁判を実際に経験された方々からお話をいろいろお聞きできることは、これから裁判員になっていただく国民の方々の負担感や不安を大きく解消する良い機会と思っております。また、本日は、実際に裁判員裁判を担当する検察官、弁護士、そして私も含めて裁判官も出席しております。国民の皆さんの御期待に応えられるような良

い裁判員裁判を我々法律家の実現していくためにも、今日お集まりいただいた経験者の方々から率直な御意見やアドバイス、そして御批判等をいただけるということは大変有意義だと思っております。

本日の進行ですけれども、大きく4段階に分けて進行したいと思います。まずは、アイスブレイクも兼ねて、裁判員裁判に参加しての感想や印象などをざっくりと聞かせていただければと思います。その後に裁判員裁判の醍醐味である公判での審理、すなわち、当事者の主張や証拠調べの在り方について、突っ込んだ御意見をいただければと思っております。その後に、評議につきましても、どうすればもっと良い、発言しやすい評議ができるのかということについてアドバイスをいただき、最後に、国民の方々により参加しやすい裁判員裁判にするために裁判所として何ができるかという観点から、精神的負担の軽減だとか広報の話とか、守秘義務のことについてもお聞きするかもしれませんが、そういうことをお聞きできればと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では早速ですが、始めさせていただきます。まず、裁判員裁判に参加しての感想や印象をざっくりお聞きできればと思います。例えば裁判員裁判に参加してみて、それまでの刑事裁判のイメージや、裁判官、検察官、弁護士に対するイメージが変わったとか、また、裁判に参加する前にこうした不安を抱いていたけれども、実際に裁判を終えてみてその不安が解消されたとか、いや、やっぱり不安は残っていますとか、何でも結構ですのでお聞かせいただければと思います。

○裁判員等経験者①

誰でも初めてなのですが、初めて裁判員裁判に参加させてもらって、まず抽選のときに、身近にこういうことに出た人がいないというのと、まずは選ばれないだろうなという期待を込めてというか、そういうので抽選に参加して、運よくというか運悪くというか選ばれてしまって、選ばれたからには、何となくテレビドラマでしか見てない裁判の風景とか、裁判官、検察官、弁護人の方はどんな人なのかなと

か、不謹慎ですが興味津々で参加させてもらいました。補充裁判員を含めて8人選ばれ、自己紹介と言われて、住所と名前も守秘義務でマル秘なのにどう自己紹介しようとか、そういう中でだんだんと打ち解けていって、お昼一緒に弁当を食べながらだんだん打ち解けて話せるようになって、大分チームワークもできて、最後みんなで評議とか評決をして、最後は達成感みたいなものを感じて終えられて良かったなと思っています。いい経験をさせてもらいました。

○裁判員等経験者②

私も同意見なのですけれども、裁判所の前を通ったことがあっても入ったことはなかったので、それでもう怖いところなんだろうなという、そんな先入観があったのですけれども、あなたは裁判員裁判の候補者に選ばれましたって通知が来たときにはびっくりしました。たいてい十何人も来るのだから選ばれることはないだろうなんて軽く考えていたら、選ばれちゃった。でも、やってみて、裁判官の方のフォローがあって、うまくやれたと私は思っております。

○司会（辛島裁判官） やっぱり経験される前と後では裁判への印象というかイメージが変わってきましてでしょうか。

○裁判員等経験者② 変わってききましたね。

○裁判員等経験者③ 私の周りで聞いたら、偶然にも知り合いが大阪の方で裁判員をやったと言うので、どうだったって聞いたら、何か最後の投票というか、あれがしんどいよみたいに言われました。それまでは何かすごくリラックスできたみたいなことを言っていたのですけど、自分が実際経験してみて、確かに最後は本当何かちょっとプレッシャーがあるということは感じました。途中はみんなで、1番の方も言われていたように、御飯を食べながら和気あいあいとできたのですけど、だん

だん、いよいよ評決みたいところでやっぱりそれなりのプレッシャーみたいなものを感じてくるようなことがありました。だけど、やっぱり何が一番強い印象だったか、ざっくりばらんに言うと、テレビの世界、先ほど1番の方も言われていましたけど、そういうイメージがあるので、弁護人と検察官の攻防みたいなのは何か逆じゃないかという、そういう印象を強く持ったという感じです。本当にいい経験をさせていただいたと思います。

○司会（辛島裁判官）

今、逆と言われたのは、どんな感じだったのですか。

○裁判員等経験者③

普段は、そういう事件であれば検察側ががんがん言って、弁護人が終始守っているみたいな感じがあったのですが、何か自分たちのときは逆だったような感じでした。

○司会（辛島裁判官）

弁護人のほうがかえってがんがんやって、検察官がちょっとたじたじという、そんな感じでしょうか。

○裁判員等経験者③

そうですね。そんな感じの印象を受けて、あっ、テレビとちょっと逆だなみたいな、そんなことは感じました。

○裁判員等経験者④

私も周りに裁判員の経験をされた方が全くいなかったもので、実際どのような流れでどのような話をして、どういう過程で結論が出ていくのかっていうところはちょ

っと興味を持っていました。候補者名簿に名前が載ったというときに、実際にそこから呼ばれるまでにはならないだろうと思ってはいたのですが、実際に呼出しが来て、またそこで抽選で当たったので、ちょっとびっくりでした。ただ、以前から興味も多少持っていたので、いい機会だということで実際に参加させていただきました。実際に担当した事件は、公訴事実には争いが無い事件で、その場合そんなにそこまで深い話まではないのかなって思っていたのですが、被告人の供述が本当にそのとおりの話なのか、被害者の話が本当にそのとおりの話かっていうことを、そこまで細かくいろいろ検証していく、あれほどまで手間をかけて結論に至るのだなっていうのは改めて驚いたところがあります。とてもいい経験をさせていただいたなと思っています。

○裁判員等経験者⑤

皆さんそれぞれ言われたのですが、私の場合も非常にいい経験をさせてもらったなと思っています。それと、皆さん言われた、まさか自分が当たるとは思わなかったというふうに言われたのですが、私の場合には多分当たるかもしれないというふうに何かぴんときたものがあるって、やはり本当にこういう経験をさせてもらってよかったなと思っています。

○司会（辛島裁判官）

やっぱり参加するまでは裁判というのは当然縁遠いものでしょうし、不安はあったのでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

それはやっぱり不安はありました。だけど興味を持っておりまして、過去に民事裁判は見る機会があったのですが、刑事裁判で実際に自分が裁判官と一緒にやるという経験はなかったので、そういう機会があればと思っていました。

○武林裁判官

本当に皆さん、いろいろ御負担をお掛けしたことを非常に心苦しいとずっと思っ
ていまして、結構長い期間の事件をお願いした方もおられて、御家族の方や職場の
方、そういった方に本当に御負担をお掛けしてしまったなど大変心苦しく思ってい
るところでしたが、御家族の方も職場の方も協力して何とかやっていただいたとい
うところでしょうか。ありがとうございます。

【公判審理，主張や証拠調べの在り方について】

○司会（辛島裁判官）

皆様に良い経験だったと言ってお聞きまして、本当に感謝しています。でも、
その良い経験だったということの裏側には、検察官、そして弁護人が、皆様に良い
判断をしていただこうと思って、分かりやすい審理を実現するため、汗水流して頑
張って活動されたからこそなんだろうなという気もしております。

そこで、引き続き、裁判員裁判の醍醐味であります公判審理についての意見交換
の場に移っていきたいと思います。

公判審理については、検察官、弁護人、そして我々裁判官もできるだけ皆様に分
かりやすいように、法廷で見聞きしているだけで、なるほど、この事件ってこうな
のだ、検察官、弁護人がどこを問題にしている、証拠調べをしたら、なるほどこの
問題点についてはこうなのかということがぱっと解消できるような審理にしたいな
と思っているところですが、何せ検察官、弁護人、そして裁判官も、法律の世界で
生きてきたという立場から、分かりやすい裁判とはどのようなものかということ
を考えるわけですし、裁判員や補充裁判員の方々の視点から分かりやすいとい
うことは、絶対にどこか違っている部分があるのだらうなと思っております。

ぜひ皆様から、公判の審理について、ここは本当に分かりやすかったよとか、逆
に、ここはやっぱり難しく、ここをもっとこうしたら分かりやすいのになと思っ

たとか、そういう御感想、御意見等ありましたら聞かせていただければと思います。

○裁判員等経験者⑤

自分が担当した事件で、証人尋問のときに、パソコンの履歴のことが出てきたのですが、そういうパソコンの中の履歴とか携帯電話の履歴とかについては、正直なところ、聞いている側も、理解できなかった部分、理解しにくかった部分があって、もうちょっと分かりやすいものがなかったのかなと思いました。

○武林裁判官

私もその事件を担当したのですが、御指摘の点についてはごもっともと思いました。その点については、誰の目から見ても、立証が本当に分かりにくかったなというところは同感です。

○司会（辛島裁判官）

そういった専門的なことをお話しされる証人の方に、分かりやすく説明してもらったとしたらどういった方法が考えられるでしょうか。思いつくようなことはありますか。

○武林裁判官

パソコンの解析の書面が出てきまして、専門家の証人の方によって、これはどういうふうな条件付けで解析したものですという説明がされることが予定されていたのですが、結局、証言を聞いてもよく分からなかったというところがありまして、検察官が尋問を準備するに当たり、もう少し素人に分かりやすくという観点でやっていただいたら、もっと分かるようになったかもしれないですね。

○司会（辛島裁判官）

他の経験者の方々はいかがでしょうか。検察官，弁護人へのエールでも結構ですし，またやっぱり分かりにくかったっていうことでも，言っていただいたほうが，これから先，良い方向に裁判が向かいますので。

○裁判員等経験者③

私が経験させていただいた裁判で，すごく良かったことは，刺し傷みたいなものを見なくちゃいけない証拠があったのですが，それは白黒にさせていただいて，非常に見やすかったです。この点はすごく配慮していただいて良かったと思うのですが，裁判全体は，証人がほとんど身内ばかりで，目撃者や第三者がいなくて，証言のどこをどう信用するかについてみんなで話し合ったけれども判断が難しかったです。もう少し，検察官や弁護人がうまい具合に，我々に分かりやすいように配慮してくれたらということにはちょっと感じました。

○司会（辛島裁判官）

証人の信用性の判断の目安というか，しっかりした根拠となるようなものをきちんと示していただければということだったのでしょいか。

○裁判員等経験者③

私たちはそういう経験がないので，証人というか，証言台に上がる人というのは絶対大丈夫だと信じて聞いていたのですが，どんどん裁判が進んでいくと，やはりなかなか判断が難しかった感じはしますね。

○裁判員等経験者⑤

私の事件は殺人だったのですが，途中で放火の話も出てきました。本人が放火したということを検察官が立証できないから，その点は除いて殺人の方だけということだったので，一つの事件として納得がいけない部分が残ったという気持ち

もあります。その点がすっきり自分なりにも納得できれば、量刑を決めるときにもうまくできたのだらうなというふうにも思いました。

○裁判員等経験者①

私の担当した事件は、中国の研修生の方8人くらいが作業していたときに、2人でもみ合いになって、持っていた包丁が相手の口に刺さって亡くなってしまったという事件です。この事件では、同じ作業をしていた6人なりの目撃者がいるはずなのに、その人たちの証言が余りなく、被害者は亡くなっており、被告人の供述だけで判断するしかないということだったので、もう少しその場にいた人たちの証言があったら、もっと状況が分かったのにと思いました。

○藤本検察官

それは私が担当した事件で、実際にそのときは他の中国人の実習生が6人くらいおられたのですが、そのうち2人がもう中国に帰国されていて、後の日本にいる人たちは裁判には絶対行かないのだと、勾引するというのなら帰国するという状況で、それではどこまで強制力をもって裁判所まで来てもらうようお願いするかというのが非常に難しい事件でした。こちらは何度も説得はしたのですが、それでもやはり裁判に行きたくないということで、証人の出廷についてどうするかは、おっしゃるとおり今後の課題だと思います。

○裁判員等経験者④

最初に冒頭陳述で検察側、弁護側それぞれの資料が出てきたのですが、検察側の冒頭陳述はメモという形ですごく見やすく、時系列でどこを見て欲しいかというようなところとか、どういった部分を考えて欲しいのかというのが明確に出ていたのですごく見やすく、こちらとしてもいろいろ考えていく上で、とてもありがたかったです。弁護人からいただいたものは、「初めに」というのから始まって、

ずっと難しく文章でずらっと書いてあって、それを一通り読んで頭の中で整理するというのもなかなか大変な作業だなと思ったので、検察側から出していただいた資料の方がとても良かったというのがすごく印象に残っています。

○司会（辛島裁判官）

他の方はいかがでしょうか。冒頭陳述のここは分かりやすかったとか、この点を改善すればもっと良いものになるのではないかなというようなことはありますでしょうか。

私が拝見した冒頭陳述には、正当防衛が成立するには急迫不正の侵害に対してやむを得ずにしたことが必要になるとか、法律家にとっても難しいフレーズが記載されているのもありましたが、その辺りは理解できましたでしょうか。

○裁判員等経験者②

検察官の冒頭陳述は、声がちょっと小さく、言葉遣いもはきはきしていなかったもので、ちょっと、そこは聞きづらいなと思いました。テレビばかり見ているからそう思うのかもしれないけど、もっとはきはきした言葉遣いができないものかなと思いました。また、弁護人の冒頭陳述も、ちょっと聞きづらかったです。

○裁判員等経験者③

先ほどの急迫不正の侵害については、自分のときは、確かに自分たちは全然分からないので、後で評議室に帰ってから裁判官の説明を聞いて納得しました。その場ではやっぱりなかなか理解できない。特に専門用語なんかが出てくるともう全く分かりづらいですからね。検察官、弁護人の方には多少かみ砕いたような感じのアピールをしていただければ分かりやすいと思うのですけどね。

○裁判員等経験者⑤

冒頭陳述は私の場合は理解できましたし、いい具合にカラーでまとめてあって、同じ裁判員の中でも、非常に見やすかった、理解しやすかったと言われていました。それに、法廷から評議室に帰った後で、それについての説明が、裁判長、裁判官からいろいろあったので、理解はできました。その点は良かったのじゃないかなと思っています。

○司会（辛島裁判官）

それは、検察官の冒頭陳述も、弁護人の冒頭陳述も、でしょうか。

○裁判員等経験者⑤

両方ともそれなりに良かったのじゃないかなと。それぞれの立場、何を言いたいのか、何をしたいのか、それがよく分かって良かったです。

○司会（辛島裁判官）

そこでもし裁判長、裁判官からの説明がなかったら、やっぱりまだ分かりづらかったなっていうところはあるですか。

○裁判員等経験者⑤

そう思いますし、説明がなかったら、逆に、裁判員の方から多分聞いたと思います。

○裁判員等経験者①

私の事件も、検察官の方のも弁護人の方のも、何を言われたいのかが1枚にまとめてあって、非常に分かりやすかったと思います。

○司会（辛島裁判官）

検察官，弁護人もそれぞれのお立場で頑張っていたということが伝わっているので，大変良かったのかなという気がします。森弁護士はいかがでしょう。

○森弁護士

やはり冒頭陳述は弁護人から見ると非常に重要だと思っていまして，検察官のストーリーが出てきて，その後に弁護人のストーリーが出てこないとその後ずっと検察官のストーリーで行ってしまうわけですから，そこをどういうふうに皆さんに分かっていただくかを工夫するというのは非常に重要な問題だと思っています。特に声が聞こえないとか，あるいはぱっと見が文字ばかりで分かりにくいというのは，我々としてはやっぱり非常にマイナスだなと思うところです。こうやっているいろいろ評価いただいていますけれども，これはまさに飽くなき追求でありまして，より良く，より分かりやすく，もうそれをとにかく追求する，ただそれだけのことだろうなというふうに今思っています。

○司会（辛島裁判官）

検察官から，皆さんに何か御質問ありますか。

○藤本検察官

先ほど分かりやすいという評価の方も多かったのですが，この冒頭陳述のその後に証拠調べが続いていきまして，何かこう内容が重なっていて二重じゃないかとか，もしくは冒頭陳述はあっさりして証拠調べで詳しくやってくれたらいいのにとか，この冒頭陳述と証拠調べの関係ではいかがだったでしょうか。

○司会（辛島裁判官）

いかがでしょうか。裁判員の方の中には，詳しい冒頭陳述を最初に書面でいただいしまうと，結局その後の証拠調べもその冒頭陳述をなぞる，同じような話を2

回繰り返して聞かされて、同じ話は1回でいいよって言われる方も確かにいらっしゃる場所ではあるのですけれども。そんな感じはなかったでしょうか。

○裁判員等経験者④

あるのはありましたけど、冒頭陳述で見ていた部分とかがまた、その後により詳しい話で出てくるので、最初に一通りの流れを見た上でその次のステップという方が私としては分かりやすく良かったかなと。自分でもうちよつとこの辺を詳しく知りたいなというのが前もってある程度目星がついていたということでは良かったと思います。

○司会（辛島裁判官）

そうしますと、冒頭陳述の段階では、検察官、弁護人もそれぞれポイントとされる場所は御指摘いただくのですが、後の証拠調べではより詳しく証拠の内容を示しますから、そのところに注目してくださいというような、注意を向けさせるような冒頭陳述であると、その後の証拠調べでも、より身が入って聞けるというようなことはありますか。

○裁判員等経験者④

そうですね、そう感じましたね。私の事件でも、弁護人のものは何かいかにもお役所で出てくるような書類というか、上からずつといろいろあって、文字でずつと読んでいくというようなものだったけれど、検察官のものは表になっていて、その中でここはちょっと気をつけてねというところがそれぞれ右側にまとめてあるというような感じだったので、どこを注意すべきなのかがこちらとしてはある程度目安がつくので、すごくやりやすかったなと本当に思いました。

○司会（辛島裁判官）

最近よく言われているのが、冒頭陳述というのは映画の予告編のようなものだというので、映画の予告編というのは、クライマックスに行くまでの部分はちゃんと教えてくれるけど、さあここはいよいよクライマックスだということで乞う御期待というもので、それにより、クライマックスを知りたいってみんなが思って、より映画を集中して見ることができると。冒頭陳述もそんなものじゃないかというような話もあるのですけれども、それと対比して、冒頭陳述に全部詳しく書かれてしまうと証拠調べの興味がちょっと薄れてしまうのじゃないかなというようなことはないですか。

○裁判員等経験者③

多分、我々は一般の人間なので、そこまで深く感じないのだろうと。今、裁判長のほうから提案されたようなことは、余り一般の我々は感じないですね、正直なところ。逆に言えば、それだけ知らない素人だっていうことだと思うのです。

○裁判員等経験者①

初めてなので、流れがそもそも分からなくて、冒頭陳述って何だろう、と。これの根拠は何だろう、ああ、これから出てくるのかって思いながらだんだんやっていったなというところなので。二度手間になるって言われますけども、二度手間でもいいのかな、そういうものなのかなと思ってこっちは対応していたので。

○裁判員等経験者③

要は積み重ねてどんどんやっていって、我々も要らない情報は削除して、ああ、これ重要なのだなということをいろいろ考えながら積み重ねるから、今言われたようなことはなかったですね、私の場合は。

○裁判員等経験者⑤

皆さんが言われたように、自分たちも分からない状態で、初めての、真っ白の状態で行っているのです、ストーリーをぱっと示されてというか、順序立ってずっと説明が入ってきて理解しやすかったのです、今言われたような考えは全然なかったです。疑問視するようなことも全くなかったです。

○裁判員等経験者②

冒頭陳述と検察官の起訴状朗読はどこが違うのでしょうか。

○司会（辛島裁判官）

起訴状は、検察官がまさにこの犯罪事実で起訴しましたよ、この事実についてこれから審理しますよというところを端的に示したのですが、冒頭陳述は、それをより膨らませたものといえますか、争いのある事件であれば、この起訴状に書かれている事実を立証するために、ほかにも起訴された事実まつわるこういった事実関係がありますのでこれを立証していきますというようなこととか、あとは有罪であれば最終的に刑を決めなければいけないのですが、刑を決めるに当たっては、起訴された事実のほかにこういう事情がありますよというのをより幅を持って示すものになります。急に法廷に臨まれると、冒頭陳述の役割がよく分からないという感じはあるのでしょうか。

○裁判員等経験者③

今言われているように冒頭陳述がこういう役割という、その役割自体が我々には分からないので、裁判にあたる前にある程度、こういう流れがありますけどこれはこういう意味ですよという説明を受けていけば、例えば検察側の冒頭陳述で言っていることが理解しやすいということはあるだろうなと思います。

○武林裁判官

そのあたりの説明はおそらく法廷に入る前にしているはずなのですが、多分もう頭に入らないと思うのです。ですので、法廷に入れば分かりますよというところで、一応概略の説明はしているはずなのですが、そこはもうそんなに一生懸命勉強していただく必要はないかなということによいのではないかと思います。

○裁判員等経験者③

逆に言えば、そういう不安みたいなのを、私たちのグループは食事を取りながら、あるいは休憩の時間に集まって、自分が疑問に思ったことを忌憚なく裁判長とか武林さんにぶついたり、いろいろやって解決していきながら最後の評決に向かいましたから、そんな心配するほどのことはないのではないかと。

○裁判員等経験者⑤

ですよ。私たちもそういうふうに思いました。裁判ってこういうものだろう、最初、冒頭陳述ってこういうふうに流れるのだなと、別に疑問も何も思わなかったです。これは当たり前、裁判員裁判ってこの一つの制度の中の仕組みだろうなど、そういうふうに思っておりましたので、別にそういうことは感じませんでした。

○司会（辛島裁判官）

それでは、その次に、皆さん覚えていらっしゃるかどうかはなはだ心もとないのですけれども、検察官と弁護人がそれぞれ冒頭陳述を行った後に、裁判長から、本件の争点はこういうことですか、公判前整理手続の結果の顕出ということをおっしゃっているはずなのですが、その点について記憶している方はいらっしゃいますでしょうか。

○裁判員等経験者③

そういうことは聞いたと思います。

○裁判員等経験者⑤

自分も聞いています。

○司会（辛島裁判官）

それはいかがでしたか。当事者双方の冒頭陳述に沿って裁判員の方々に、ああ、なるほど、この事件ではここが争点になって、ここを判断していくのだということの理解をより深めるような、分かりやすいものになっていたかという記憶はありますでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

そうですね、ここでこういうふうにして殺意があるかないかの話が出てきて、だから検察側がこう言っているのだと。殺意があるのだよとか、でも、いや、そうじゃない、殺意がなかったよとか、ここら辺が争点で、ここが争点だからということの説明と受け取りました。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。当事者双方の冒頭陳述と裁判長による公判前整理手続の結果顕出とで、トータルとして分かりやすくできればなと思っています。

それでは、個別の証拠の取調べの仕方について、さらに突っ込んで伺いたいと思います。先ほどもお話をお聞きしましたがけれども、裁判員裁判では、皆さんに分かりやすい証拠調べの在り方ということが本当に大事になってきます。証拠については、大きく分けて証拠書類と人証とがありますが、まず証拠書類の取調べの仕方について、ここは良かったとか、もう少しこういう工夫をした方がいいのではないかとすることはありますでしょうか。

○裁判員等経験者①

何か月か保存されてさびた包丁が、これが凶器ですと示されました。ただ、その包丁が、事件の当時どういう状況だったのか、研がれていたのか、どれくらいの切れ味だったのかということは分からなかったもので、事件の当時の写真もあったほうが切れ味も分かるのかなと思いました。

○裁判員等経験者④

私も、証拠書類については分かりにくいとかいう印象は特になかったのですが、私の事件でも包丁があったのですが、その写真があり、それについてのいろんな説明を受けた後に現物が回ってきたとき、すごく曲がっていて、写真と現物とが何で違っているんだということが問題になりました。後で検察側に確認をしていただいたところ、包丁の強度を見るために力を加えて、実はそれで曲がっているという結果だったのですが、その辺りについて、こういう理由で、最初のとくと状況が違います、というような説明が事前であれば良かったかなと思いました。

○裁判員等経験者③

私の事件の場合は、逆に弁護人の方が、証人尋問に際して、事件の再現みたいなものをされていました。検察側は、こういう角度で包丁が入ったという、口頭だけの説明だったのですが、弁護人の方は、ジェスチャーも入り、実際にこういう感じみたいなアピールをされたので、それはすごく良かったなと感じました。言葉だけじゃなくて、実際にその場でやってくれるとより分かりやすいという感じはありますね。

○裁判員等経験者②

証人尋問の補充尋問で、これは聞いていいだろうか、悪いだろうかという判断がなかなかつかなくて、言葉に気を付けながら、そのところが難しかったですね。

むやみやたらに聞くわけにはいかないだろうし，こんなことを聞いたらだめだろうかって。

○司会（辛島裁判官）

確かに，法廷でいろんな人が見ている中で質問するというのは大変だなと思います。もう書証も人証も混在してしまいましたが，5番の方は実際の証拠調べで，ここはもう少しこうしたほうが分かりやすいよというアドバイスはありますでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

アドバイスは特にはないのですが，自分の事件では，窒息させたというところで，鼻を押さえたとか，口だけとか，その辺り弁護側と検察側の見解が違っていて，証人についても，解剖した先生と，法医学関係の先生の見解が，何か似ているようで違った見解が出ていました。それに対して，押さえた所の内出血についての質問で，弁護側のほうは口だけだよというふうなことをかなり言っていたし，いや，そうじゃない，いろいろやるときに鼻も押さえているのではないか，それで窒息死させたとかもあって，その辺りの説明がもやもやと残っています。

○司会（辛島裁判官）

どうもありがとうございました。

この証拠調べの関係は，検察官，弁護人のよくなし得るところですが，皆さんに御質問等がありますか。まずは検察官から。

○藤本検察官

一つ皆様に聞きたいのは，これまで証拠調べで現場の状況についての証拠として提出するのが写真と見取図だと思うのですが，実際に現場に行ったらもっと分かる

○裁判員等経験者①

私の事件は、魚をさばいているときの事件で、2人の位置関係とかをどうしても知りたいというところがあったので、やっぱり実際にどういう作業場で作業していたのかというのは興味がありました。2人がどういう位置関係で事件が起きたのかというのと、そのとき周りの人はどうしていたのかとか、その辺りにちょっと興味がありました。

○司会（辛島裁判官）

実際の現場と言っても、もうなくなってしまっているものもあるし、そうした場合は非常に難しいかもしれませんが、4番の方がおっしゃったみたいに、精巧なミニチュアでもできればいいのかもしれないですね。

○森弁護士

証人尋問、あるいは被告人質問で、話を聞いていてどんな話が分からなくなってしまったことがなかったか、それが気になっています。例えば、先ほど5番の方がおっしゃっていたパソコンの履歴の件で、前提が分からなくなっちゃって、それで何を言っているかよく分からなくなってしまったとか、ほかにもいろんな原因があり得ると思うのですが、何かそういう体験があって、それでここはこうすればこうはならなかったのではないとか、そういった御提案があればぜひ勉強して帰りたいなと思っています。

○裁判員等経験者④

私の事件では、被告人が、殺そうと思ったということをはっきり言ったのですね、法廷で。殺すつもりで、というところまで言って。だけど殺人未遂にはならない、なってないということで、公訴事実でも殺意については挙がっていませんでした。そうした公訴事実が大前提でスタートした裁判だったので、殺すつもりだったとい

う被告人の供述を聞いて、すごく頭の中ではあれっということになり、その点が最後までもやもやと残りました。

○司会（辛島裁判官）

そこをうまく腑に落ちさせるような尋問ないし被告人質問の在り方というのも、大事かもしれないですね。

○裁判員等経験者⑤

先ほどのパソコンの解析については、説明されていた証人が、何か途中でよく分からなくなったように見えました。

○武林裁判官

科捜研から来た証人が、反対尋問で聞かれたときに主尋問とは違うことを言われたというようなことがあったので、ちょっと証人の方の準備が足りなかったのかと。科捜研の方とかが裁判員裁判で呼ばれるということは多分これからもあると思うので、そこはちょっと慣れておいていただけたらありがたいというところなのかなと思います。

○藤本検察官

そうですね。それは、一面においては弁護人の反対尋問が成功したということなのでしょいかね。

○森弁護士

率直に言って弁護人として、そこはおいしかったのではないかなって、そんな印象は正直持っていますが。

○司会（辛島裁判官）

1 番の方と 2 番の方は、森弁護士が質問された、証人尋問や被告人質問を聞いてよく分からなくなってしまうというようなこと、ありましたでしょうか。

○裁判員等経験者②

ちょっとよく分からなかったですね。何か専門用語があんまり多過ぎてちょっと。

○裁判員等経験者①

私は、特になかったように思うのですけど。

○藤本検察官

あの事件では、最初弁護人の方が再現をしたのですが、被害者役がいない状況で再現をして、私の反対尋問では被害者役の女性を立てて再現をしていたのですが、そこが、いてもいなくても変わらなかったですか。

○裁判員等経験者①

いや、振り向きざまに口に刺さったというのが私たち分からなかったのですが、被害者側がいて、高さとかを考えると、ああ、刺さることもあるのだっていうのが分かって、やっぱり 2 人でしてもらった方が良かったのですけどね。再現してもらって良かったです、実際。

【評議について】

○司会（辛島裁判官）

どうもありがとうございました。それでは、評議に移らせていただきます。今日の皆さんの印象を聞いていると、評議では分かりやすい説明がされて、意見も言いやすい雰囲気だったのかなっていうふうに思いましたが、特に何か、もっとうす

れば意見を言いやすいよというようなアドバイスはございますか。

○裁判員等経験者①

非常に和やかな雰囲気です。意見も言いやすかったです。裁判官と一緒に昼も食べていただいています。

○裁判員等経験者⑤

そうそう。裁判長、裁判官ね、一緒に。

○裁判員等経験者①

非常に和やかで良かった。

○裁判員等経験者⑤

非常に良かったです。弁当も同じような弁当を食べました。

○司会（辛島裁判官）

やっぱりその辺の雰囲気づくりっていうのは大事ですね。

一つ、3番の方が、最後の投票がしんどいということを知人の方から聞かれて、最後に投票するときはやっぱりプレッシャーがあったとおっしゃっていましたけれども、そこはもうしょうがない感じなのですかね。何かもう少しプレッシャーを和らげることができれば、ぜひそうさせていただきたいなと思うのですけれども。

○裁判員等経験者③

こればかりは、大切な人の運命を決めることですからね。これはもう、裁判員になったということで覚悟を決めなくちゃいけないのではないかと思うのですけどね。

○司会（辛島裁判官）

わかりました。ありがとうございました。

評議のところで、一つ、量刑についてお聞きしたかったのですが、4番の方は確か公訴事実には争いがなかったという、そんな事件でしょうか。よく量刑の判断は、とりわけ裁判員の方々は経験したことが全くなくて、例えば、殺人の場合だと、日本の刑法が5年から20年とすごく幅の広い中で刑を決めなければいけないという、かなり難しい作業を裁判員の方に強いているところなのですから、量刑の判断のところで苦労されたということはありませんでしたでしょうか。

○裁判員等経験者④

そうですね、いろんなデータベースの中から類似の事件でどういう判例が今までに、過去に出ているかとか、いろいろそういうのもかなり見させてもらって、それも一つの参考にとということはありませんでしたが、検察側が実刑を求めている一方、弁護側は執行猶予でというのが争点だったので、その事件が起きるまでの経緯も含めて、本当に結構長い時間を掛けて議論していきました。

○司会（辛島裁判官）

刑を決めるに当たって、検察官の言われている刑、そして弁護人の言われている刑、そして裁判所の方でお示ししたデータベースもありますが、それらはいずれも役に立ちましたでしょうか。

○裁判員等経験者④

はい、役に立ったと思います。

○司会（辛島裁判官）

ちなみに、その事件では被害者の方は証人として出てこなかったと思いますが、やっぱり被害者の方からもお話を聞きたいなというような気持ちになったりしましたでしょうか。

○裁判員等経験者④

ただ、被害者の方のコメントというか、そういったもので結構話は出ていたりとか、その被害者の御家族の方が実際に出て来られたりというのもあったので、その中で今どういった気持ちだということをはっきりと示されていたので、大丈夫かなとは思いました。

【裁判員裁判により参加しやすくするための方策等について】

○司会（辛島裁判官）

最後に、より参加しやすい裁判員裁判にするためにはどうしたらいいのかというところをお聞かせいただければと思います。裁判員の精神的な負担について、裁判所としましては、精神的な負担を軽減するためできる範囲で対応しようと思っております。例えばメンタルヘルスのサポートの窓口も用意してあります。それ以外にもっとこういうサポートがあればよいとか、あるいはメンタルヘルスサポートの窓口があることによって少し気持ちが楽になったといったようなことがございますか。そうした点も含めて、裁判が終わった後の精神的負担とその解消についてご意見等がありましたらお聞かせいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者⑤

私の場合は、特に今言われたようなことはないのですが、12日間ぐらいだったと思うのですが、最初、裁判員と補充裁判員で8人いたのが、最初の1週間というか4日間で2人欠員が出ちゃって、後2週間、それはもうそれぞれ裁判員には目に見えないプレッシャーがかかっておりまして、風邪も引けない、事故も起

こしちゃいけない、とにかく何があってもここに出て来ないとこの裁判は途中どう
いうふうになるか分からないとか言われたので、補充裁判員はもうちょっと余裕を
持って選任してもらえればなというふうに思いました。

○司会（辛島裁判官）

なるほど。そちらの方のプレッシャーが・・・。

○裁判員等経験者⑤

ありましたよ、正直な部分。どうしても、自分も鳥取市内に住んでいる人間じゃ
ないので、県内でも遠くから来られる方もおられますので、来るときにどうしても
車で来たりいろいろするとやっぱり途中事故に遭う可能性もありますし。そういう
ことがあるので、できたら補充裁判員の方はもうちょっと選任されたらいいのでは
ないかなと思いました。

○司会（辛島裁判官）

ありがとうございました。ほかの方、いかがでしょうか。

裁判の過程で、裁判官もできるだけ皆さんに負担を感じていただかないように一
つのチームで何でも御相談してくださいということは常々申し上げていると思いま
すけれども、その中でうまく負担を和らげることはできましたでしょうか。

○裁判員等経験者③

自分たちのメンバーは、その後そういう心のケアに行かれたかどうか全然わか
らないのですが、雰囲気はすごく良かったかな。殺人現場の写真が白黒だった
ので、そういうことで軽減できたのではないですかね。やっぱりカラーと白黒だと
全然違うと思います。

○裁判員等経験者①

あと守秘義務というのがあって、裁判で起きたことを家に帰っても言えないのかと思ったりしていたのですけれど、新聞にこういう裁判があって、あなたが出てこのこれかと女房に言われたので、これは言ってもいいなみたいな、ある程度証拠とかも言ってもいいのでしょうから、何かかえって楽に言えるようになったので、それは良かったですけどね。何でもかんでも秘密にしなければと、帰ってからでもじっと黙っていなければいけないのかと思ったけど、そうでもないのかなと。

○裁判員等経験者③

ただ境目が分からないね、あの守秘義務というのは。

○司会（辛島裁判官）

法廷で見聞きしたことは全然言っても構いません。評議の中で誰がこういう意見を言ったとかいうことについては、互いの自由な意見を保障するため、そこは言わないでくださいねという説明が多分あったと思うのですけども。

○裁判員等経験者③

説明を受けても多分理解できないと思う。やっぱり境目がなかなか素人では分からないので。だけどあんまり、先ほど1番の方が言われたように、僕も思ったほどそんなに、もう絶対言っちゃだめみたいな、そんなプレッシャーは感じなくて、裁判所の方から説明を受けてリラックスできましたけども、なかなか本当のぎりぎりのところは分からないと思います。

○司会（辛島裁判官）

今現在は、日常生活を送る上で守秘義務が負担になっているということはありませんか。

○裁判員等経験者③

もう全然ないです。

○司会（辛島裁判官）

最後に、裁判所がいろいろ広報をやっておりますが、御経験を踏まえて、裁判所としてもっとこうした広報活動とかを行っていったらいいのではないかという御提案、何かございますか。

○裁判員等経験者④

ちょっと気になったのが、鳥取県という人口の少ない県で、私も仕事柄いろんな方との関わりがあって、実際今回担当した裁判でも、被告人とか被害者の方との直接の面識はないのですが、裁判が始まって、被告人がもともと働いていた職場の中にかなり知ったところが出てきまして。本当に間に1人挟むと知っているというぐらゐの地域性というのがあるので、逆に言うと今回鳥取東部での、被告人も被害者も東部の方という、そういう方の裁判であれば、どちらかというとも西部中心の方でされるとか、そういうことをした方がいいのかなとちょっと感じました。場合によれば、後でまたそういう関係者の方と顔を合わせる場面が実際に出てきたりとかも十分あり得るなというところがあって、よくある暴力団関係とかで報復があるというようなことだったら裁判員裁判からは除外するとかいうのはありますけど、そうじゃなくても実際、後で何かトラブルというのものはないかなというのがある。

広報活動については、いろんな会社、事業所に対しての周知をもうちょっと徹底してほしいかなというのがあります。私も実は職場の中で初めてだったので、人数は結構いるのですが、その中で全く初めてのケースで、職場の方もどういう取扱いにしたらいいのだろうかとか、いろいろその辺で。実際、以前に制度が始まった

ときどきに人事担当が対象の説明会とかは実際行われてはいるけれども、いざというときにちょっと職場のほう慌てていたというのがあったので。その辺は何度もいろいろやっていった方がいいのかなと。

○司会（辛島裁判官）

4番の方が裁判員になられて、4番の方の職場は、態勢などが変わってきましたでしょうか。

○裁判員等経験者④

私の前に、一度候補者名簿に名前が載った時点で辞退された方というのが過去におられたらしいのですが、その方、職種の問題で辞退ができたのです。私はそれには該当しなくて、実際に初めて裁判に出て、その後、次の裁判のときにもう一度職場の別の人に呼出しが来ました。私のときは、職場をずっと抜けて穴を開けたところもあるので、そういったところから何とかならないかというのを新たに呼出しが来た人には言っていました。

○司会（辛島裁判官）

そうした御経験がだんだん広まってくると同時に、今おっしゃったようなところで、裁判所としても広報活動等を頑張っていかなければいけないのだなということ強く思いました。これからの運用にぜひ生かしていこうと思います。

【報道記者との質疑応答】

○司会（辛島裁判官）

それでは、これから記者の方々の質疑応答に移らせていただきます。

まず、代表者の方から御質問がありますでしょうか。

○司法記者クラブ記者1

司法記者クラブを代表して2つ質問させていただきたいのですが、ちょっと質問内容が意見交換で出た意見とかぶるところもありますので、そこは言い足りないところだとか、意見交換を踏まえて思ったことだとかがありましたらよろしくお願ひします。

まず、1つ目ですけれども、裁判員を経験して良かったこと、悪かったことを具体的に教えてください。

○裁判員等経験者④

刑事裁判というものに縁がなく、本当にテレビで見たりでしかなかった部分で、これほどまでに深くいろいろ考えてその結論を出していくのだから、その過程がすごく見えた、実際体験できたということがとても貴重な経験だなど。なかなかしたいと思ってできるものでもない話ですし、とても、今後の生活の中でのいろんなことにも関係してくるような、考えさせられる経験だったなというふうには思いました。

悪かった点というのは、いろんな精神的なプレッシャーはやはり感じましたし、それで何か不都合が起きたかといったら、私自身はそこまではなかったのが良かったのですが、本当に人によってはとても後に引きずってしまうのだろうな、というぐらいのことだと思いました。

○裁判員等経験者②

良かった点というのは、人がやれないことを自分がやれたという達成感ということですね。それから、悪かった点は、人間が人間を裁くことはできないのです、神様じゃないから。だから、そのところをいかにして量刑を決めるのかなと思って、そのところはプレッシャーでしたね。

○裁判員等経験者③

良かったかどうかは分かりませんが、私の事件の場合、判決が決まってからその結果が気になった、グループ全員がそういう気持ちで、控訴があったかどうかの連絡をくださいと裁判長にお願いして最後終わったのですけれども、それで控訴がなくて、こういういい経験をさせていただいた上に、自分たちのそういう判断というとおこがましいかもしれないですけど、そういう出した結果に対して納得していただけたというのは非常に良かったと感じました。悪かったというほどのことではないですけど、その裁判中にちょっと弁護人から注意を受けたことがありまして、うっかり被告人のことを犯人って言っちゃいまして、そういうちょっと細かい配慮を裁判所の方で事前に教えておいていただいたら、こういうことは慎んでくださいよと言って教えていただいていたら。私も意識して言ったわけじゃなくて、無意識のうちにそういうことが出ちゃって、注意が足りていなかったなということは反省しています。

○裁判員等経験者⑤

判決について後で聞いたのですけれども、私の関わった事件は控訴をされたと聞いております。それを聞いて、ああ、自分たちが出した結果はやっぱりいけなかったのかなと個人的には思いました。何で控訴したのかなという、その理由が分からないままで、どうももやもやとしているのです。この裁判に参加して非常に良かったです。いい経験をさせてもらいました。

○司法記者クラブ記者 1

それでは、2問目ですけど、裁判員裁判という制度自体の課題について、どういう課題があると考えられますか。それと、その解決方法について、こうしたらいいのではないかというようなお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○裁判員等経験者④

先ほど言ったようなところ、地域性であったりとか、あとは各企業とかそういったところへの周知というのがもうちょっと欲しいのかな、そういうのが一番のところかなと思いました。

○裁判員等経験者⑤

なかなか難しいですね。1回経験して、それで問われても、じゃあ、もうあと1回や2回やらないと分からないのかなという部分も正直なところあります。分からないままに裁判が終わってしまったという部分もありますし。

○裁判員等経験者①

もっと何年か経って、裁判員裁判を経験した人が普通にありふれているような社会になれば、ああ、次は自分なのだという心の準備ができるでしょうけど、制度が始まってまだ数年なので、身の回りにいないがために、まず選ばれたというのでショックというか、自分に何が起きるのだろうか、みたいな、そういう心構えからできないみたいな、そういうところがありました。あと、裁判員裁判に関わって、例えば、新聞で、またどこかで女性が刺されて死んだとかいうのを見たり聞いたりすると、あっ、これでまた裁判員裁判で呼ばれて関わる人たちができるのかなとか、変に身近になってしまった、そういう事件が身近に感じられるようになってしまったというのは、経験させてもらったおかげというか、いい点というか悪い点というか、そういうふうに見られるようになったのかなということですね。

○裁判員等経験者④

確かに、でも新聞記事とかでいろんな事件の報道を見ると、これは大変そうだなとか、実際そういう見方をちょっとしてしまうなというのはありますね。

○裁判員等経験者①

どんな犯人が出てくるのだろうかって思わず目に浮かぶようなというか。

○裁判員等経験者③

大体皆さんと同じような意見ですけれども、ただ一つだけ、何と言いますか、量刑を決めるタイミングのところで、いろんな情報を裁判所の方から与えられるわけですよね、裁判員は。私はここがちょっと一つ疑問に思っていて、誘導されているのと紙一重っていう部分もあるのではないかなというふうに実感しましたね。実際誘導とかはされていないのですよ。だけど、そう取られるような感じも実際あるのではないかなということはちょっと思いましたね。最後は、量刑のところではね。それだけですね。何せ素人ですから、実際、じゃあ、あなた何年って言われたって、もう全然基準も何もないし分からないのだけれども、確かに、4番の方も言われていた、ああいうのを参考にできたって言ったのですけれども、そこは本当に紙一重だなという部分も持ち合わせているのかなと思いましたね。

○司会（辛島裁判官）

量刑は公平でなければいけないのですけれども、その公平ということも視野に入れて量刑してもらおうというのは難しいですね。

○裁判員等経験者③

そこは難しいと思いますね。

○司会（辛島裁判官）

量刑の評議の在り方ももっともっと検討していかなければいけないところかなと思います。どうもありがとうございました。

○司法記者クラブ記者2

先ほど5番の方がちょっとおっしゃられたのですが、その他の方もおっしゃられたのかもしれないのですが、自分たちが出した判決でその後、控訴があったかどうか気になるということや、控訴が出たら自分たちが出した判決が間違っていたのではないかというか、納得されていないということでもやややがあるということだったので、それで一審で出した判決がまた二審で覆されるというか、そういったケースも少なくはないと思うのですが、裁判員裁判という制度として、実際に判決を出された方々がどういうふうに感じられるのかなというところを知りたいなと思うのですが。

○司会（辛島裁判官）

実際に控訴審でひっくり返された御経験はきっと皆さんないだろうとは思いますが、いかがでしょうか。

○裁判員等経験者②

それはあるでしょうね、やっぱり。

○裁判員等経験者③

何だかんだ言って、やっぱり今現在では裁判員の経験が少ない人がどんどん参加しているわけですからね。そういう、したりしなかったり。それも含めて今の裁判員裁判じゃないかと思うのですね。

○裁判員等経験者④

実際、裁判員裁判じゃなくても、もともと地方裁判所があって高等裁判所があって最高裁があってというのがあるので、やむを得ない部分だとは思いますが。私の事件でも控訴されたかどうかというのは後で教えていただきました。控訴

はされなかったということで、こちら側としてもちょっと納得がいったというか、すっきりしたという言い方もちょっと変ですけど、そういう終わり方は実際できたのですけれども、もしそこで控訴をされていたらまたどうだったのかなというのはすごく考えましたね。

○裁判員等経験者②

一審ではやっぱり殺人罪では懲役が長いということをよく新聞で見ます。それで控訴して高裁に行ったら低くなった。高裁はプロの裁判官ばかりですからね。だから裁判員裁判では懲役がちょっと長いのではないかと聞いて聞きますね。高裁でひっくり返ってちょっと低くなった、短くなった。そういうことを聞いて、ああ、やっぱり裁判員はちょっと素人かななどと、思っちゃうことがありますね。高等裁判所はプロの裁判官ばかりですからね。

○裁判員等経験者④

裁判員制度そのものが結局、市民感覚を取り入れるっていう目的ですよ。今年何か3例ぐらいニュースで、最高裁の判決で差戻しになったか何かで、結局過去の判例とかそういったものをもうちょっと考慮すべきだというような感じで、何か裁判員制度そのものを否定されたような感じに取れたのが3件ぐらい続きましたよね。あれで何かどうなのかなっていうふうにすごく思ったのですけれども、結局、市民感覚を入れる、だからその司法の関係者のみでの考えじゃなくっていうふうに言っておきながらこれは何だっていうのをすごく感じて。

○裁判員等経験者③

そういう矛盾を感じちゃうというかね。

○裁判員等経験者⑤

それと、あと控訴をされたその理由がね、何かよく分からない、自分たちにも分からないもので。例えば弁護側が控訴したのか、検察側がしたのか、その辺りの情報が全然入ってこないし。そういう部分でもやもやというのですか、自分たちが出した結論に対してどうかなって。

○司会（辛島裁判官）

どういう理由で控訴されたかというのは、地方裁判所も分からなくて、高等裁判所しかそこは分からない形になっているのですが、控訴されると、実は裁判官でももやもやするところはありますね。

それと、メディアなどで目にされることもあると思いますけれども、裁判員裁判の判断が控訴審でひっくり返ってしまったものもあります。しかし、私としては、裁判員裁判が導入されたことによって、裁判官の感覚、そして市民の感覚がお互い歩み寄っていつているなというようなことは実感しているところがあります。

○裁判員等経験者③

刑期がちょっとずつ延びたというところがあります。一般の感覚も相当影響があるのではないかと思うのですけどね。

○司会（辛島裁判官）

刑が重くなりつつあるのもあるし、逆に軽くなっているのもあるし、そういうところで、裁判員裁判を導入したことで、やっぱり市民の感覚が反映されて変わってきているのだろうなとは思っています。

先ほどの記者からの御質問にほかの方で何かおっしゃりたいことはありませんか。よろしいでしょうか。

ほかに御質問はありますか。よろしいですか。

それでは、これで質疑応答も含めて終わらせていただきます。おかげさまで率直

な御意見をいろいろいただきまして、とても良い意見交換会になったと思います。
ありがとうございました。これで閉会いたします。